

◎ 地震災害見舞金制度

(1) 制度の趣旨

この制度は、建物総合損害共済および自動車損害共済で免責となっている地震災害による損害に対し、共済委託団体が本会に共済委託してある物件について、地震災害により損害を受けた場合に見舞金を交付し、その災害復旧等に役立てることを目的として創設されたものです。

(2) 地震災害の意義

地震災害とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする施設等の火災、損壊、埋没または流失をいいます。

(3) 見舞金の交付

見舞金は、損害を受けた共済目的の復旧費が、建物は1棟、工作物は1基、動産は1個または1集合、自動車は1台について、それぞれ100,000円以上の場合に交付の対象になります。

(4) 見舞金の額

見舞金は、共済目的の共済責任額の100分の15に相当する額に再調達価額に対する復旧費の割合を乗じて得た額となります。

この計算式により算定した符号ごとの合計額（10,000円未満の端数切捨て）を市単位に交付しますが、この合計額が100,000円以上でなければ見舞金の交付の対象となりません。

(計算式)

$$\text{共済責任額} \times \frac{15}{100} \times \frac{\text{復旧費}}{\text{再調達価額}} = \text{見舞金の額}$$

※ 上記「再調達価額」は、委託割合条件付実損てん補特約契約にあっては「約定再調達価額」、車両共済にあっては「車両見積価額」と読み替えます。

(5) 見舞金の交付限度額

地震災害は、ひとたび大地震が発生すると巨額の損害が生ずる恐れがありますことから、1年度内に生じた地震災害による損害について交付すべき見舞金の総額にも一定の限度額を設けています。この見舞金の交付限度額は、地震災害発生年度の前年度末現在における一般正味財産の100分の5相当額としています。

(6) 交付の時期

見舞金は、地震災害が発生した年度の翌年度に交付します。

主な地震見舞金の支払い実績

発生年月日	地震名	団体数	金額 円	
7. 1.17	兵庫県南部地震	53	2,217,600,000	
12. 10.6	鳥取県西部地震	13	59,500,000	
13. 3.24	芸予地震	27	124,650,000	
15. 5.26	宮城県沖	14	67,580,000	
16.10. 23	新潟県中越地震	10	315,270,000	
17. 3.20	福岡県西方沖	10	73,510,000	
19. 3.25	能登半島地震	10	138,320,000	
19. 7.16	新潟県中越沖地震	11	430,540,000	
20. 6.14	岩手・宮城内陸地震	10	79,330,000	
20. 7.24	岩手県沿岸北部	9	26,780,000	
21. 8.11	駿河湾を震源とする地震	7	16,190,000	
23. 3.11	東北地方太平洋沖地震	174	15,161,870,000	※
23. 3.12	長野県北部を震源とする地震	4	20,080,000	※
23. 3.15	静岡県東部を震源とする地震	4	6,100,000	※

※東日本大震災にかかる地震災害見舞金（特例措置）含む。